

車両周辺視界情報提供装置等の性能評価について（案）

1. 概要

平成27年度から評価を実施する車両周辺視界情報提供装置等の性能評価の概要は次のとおり。

(1) 評価対象装置の定義：車両後方または全周にわたる画像を、車室内に備付けた画像表示装置に表示し、運転者に視界情報提供を行う装置とする。

また、当該装置に加えて歩行者等の障害物があることを運転者に警報する装置についても評価対象とする。

(2) 評価対象装置の範囲：自動車製作者が注文装備を設定した装置（いわゆるメーカーオプション）の他に、販売店が装着した装置（いわゆるディーラーオプション）であって、自動車製作者が品質管理に関する資料を提出した装置にあっては、評価対象とする。

(3) 試験方法：諸外国の法規及び評価方法を参考に、国内の事故実態を勘案した試験方法を作成する。

(4) 評価方法：情報提供範囲に応じた得点を与える。

なお、歩行者等の障害物にかかる警報装置があった場合は安全作動率を勘案して加点する。

2. 調査方針

米国で発行された法規等を参考に、評価に必要な表示範囲、画像表示装置の性能等性能要件について調査を行い、試験方法を作成する。

国内の交通事故実態を検証し、表示範囲毎の得点、警報装置に対する得点を求め評価方法も作成する。

3. 検討計画

(1) 7月3日にタスクフォースを開催し技術的な打合わせを実施する。今後、2ヶ月に1回程度開催する。

(2) 7月末を目途に「車両周辺視界情報提供装置等にかかる試験方法・評価方法」について調査研究の公募を行う。

(3) 11月以降に実施する実車試験に伴い、予防安全技術検討ワーキングを開催して問題点等を検討する。

(4) 平成27年2月を目途に、予防安全技術ワーキングにて試験方法及び評価方法を作成する。